

職員給与の算定基準

2024年8月8日改訂、理事長決裁

特定非営利活動法人ボランティアネイバーズの職員給与を算定する基準は下記のとおりとする。

記

1 基本給の算定

賃金規程第2条には、「基本給は、本人の経験、技能、職務遂行能力を総合的に勘案し、個人別に定める」とあるが、個別に定めるにあたっては、次のように算定する。

【正規職員】

(1) 初任給（月給）は契約職員、パート職員、臨時雇職員の額を基準に、勤務時間等を加味して個別に定める。

(2) 賞与は年2回の支給月に、基本給をベースに、理事会の承認を得て年間1～2か月分を支給することができる。勤務成績により加減できる。

(3) 毎年度当初に、当該職員の経験年数などを加味して改定することができる。

【契約職員、パート職員、臨時雇職員】

(1) 時間当たり給与を次のとおりとする。

業務	作業内容	例示	1時間単価
事務局業務	単純な作業	受付・発送・印刷・単純なPC作業、コーディネート業務（補助）	1,200円～ 1,500円
	ある程度の専門性・経験が必要	コーディネート業務（主担当）	1,501円～ 1,800円
	高度な専門性・経験が必要	コーディネート業務（事業責任者）	1,801円～ 2,200円
	より高度な専門性・経験が必要	高度な事業企画・運営管理	2,201円～ 3,000円

(2) 勤務成績が良い職員には、正規職員の基準に準じて賞与を支給することができる

(3) 1時間単価については、最低賃金の上昇に伴い、必要に応じて見直す。